

令和6年度クマ類保護及び管理に関する検討会
議事概要

日時：令和7年2月26日（水）13:30～16:30

場所：自然環境研究センター 第2会議室

■検討委員（五十音順・敬称略）

大井 徹	石川県立大学 生物資源環境学部 環境科学科 特任教授
小池 伸介	東京農工大学大学院グローバルイノベーション研究院 教授
近藤 麻実	秋田県生活環境部自然保護課 主査
佐藤 喜和	酪農学園大学 農食環境学群環境共生学類 教授
澤田 誠吾	島根県西部農林水産振興センター県央事務所 係長（主幹）
山崎 晃司	東京農業大学 地域環境科学部 森林総合科学科 教授
横山 真弓	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授（Web）

■環境省

自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 室長	宇賀神 知則（Web）
室長補佐	佐藤 大樹（Web）
室長補佐	大川 瑛子
鳥獣専門官	小幡 裕介

■事務局

一般財団法人自然環境研究センター 研究主幹	黒崎 敏文
上席研究員	澤邊 佳彦
上席研究員	小林 喬子

■議事次第

1. 開会・挨拶

2. 議事

- (1) 令和6年度のクマ類の動向
- (2) クマ類の個体群管理に関する考え方
- (3) クマ類保護及び管理に関するレポート（令和6年度版）について
- (4) その他

■配布資料

出席者名簿

会議開催要項

- 資料1 令和6年度のクマ類の動向
- 資料2－1 本検討会での個体群管理の考え方のポイント
- 資料2－2 新たな個体群管理の考え方（たたき台）
- 資料3 クマ類保護及び管理に関するレポート（令和6年度版）（骨子案）
- 資料4 令和7年度環境省クマ関係施策案

■議事概要

【議事（１）令和６年度のクマ類の動向】

・事務局より資料１（令和６年度のクマ類の動向）について説明

（大井委員）

- 資料１の全国のツキノワグマの年度別の出沒件数を見ると、令和６年度は高かったという印象を受ける。地域別の出沒件数について集計はしているか。

（事務局）

- 地域別の月ごとの出沒状況は２～３ページに示している。今年度は例年と同程度の値になっているが、件数の割合を見ると東北地方が多くを占めている。

（横山委員）

- 兵庫県は東中国と近畿北部で保護管理ユニット（以下、「ユニット」という。）が分かれている。資料では兵庫県は東中国地域に分類されているが、東中国ユニットの数値のみ抜き出しているのか。

（事務局）

- 資料１は県ごとに取りまとめた出沒件数を集計している。地域別で示すにあたり、今回兵庫県の件数は全て東中国に分類している。

（山崎委員）

- 今年度の出沒は昨年度と比較して秋以降は落ち着いていたが、夏の出沒が高止まりした印象を受ける。関東地方においては群馬県が突出して出沒件数が高いとのことだが、小池委員はどのように考えるか。

（小池委員）

- 捕獲個体の情報を見ても特定の性齢個体が多く捕獲されている等の傾向は確認されておらず、出沒が多かった要因は不明である。

（山崎委員）

- 年度ごとの出沒件数の増減は、社会のクマへの関心度の高さにも左右されるという説明が事務局からもあったが、実際にクマの出沒自体の傾向に変化が起きている可能性もある。統計をより詳細に分析する必要がある。

（横山委員）

- 近畿圏でも類似の現象が起きている。今年は夏に捕獲数が増加しているが、捕獲個体情報から６月に１歳の個体が非常に多く捕獲されていた。一昨年に多くのクマが繁殖に成功したためと解釈している。

（佐藤委員）

- 紀伊半島では例年に比べて出沒件数が多い。これも近畿圏と同様の状況と解釈してよいのか。

（横山委員）

- 指摘の通り紀伊半島の出沒は例年と比較してかなり多く、特に晩夏から秋初めの目撃が多かった。先述した近畿圏の状況は捕獲数からの考察のため、目撃件数と必ずしも同じ傾向とは限らないが、紀伊半島の個体群が回復している可能性も考える必要がある。

(事務局)

- 伝聞の情報だが、紀伊半島では夏頃に山のエサ資源が不足していた様だ。今後はエサ資源状況も含めた分析が必要と考える。

(環境省大川)

- 紀伊半島 3 県（三重県、奈良県、和歌山県）の担当者からは、例年よりも出沒が多く、対応が大変だったと聞いている。

(近藤委員)

- 東北地方は秋の実りが悪かったために特異的な状況であった昨年度と比較して、今年度は例年の傾向に戻る形となり、お盆過ぎから秋にかけて出沒は落ち着いていた。一方、12 月上旬から下旬の冬眠直前期にかけ、東北全体で例年になく出沒が相次いだのが特徴的であった。出沒した個体は成獣で栄養状態のよいものが多く、要因については考察できていない。

【議事（2）クマ類の個体群管理に関する考え方】

- ・ 環境省より資料 2－1（クマ類の個体群管理に関する考え方）について説明
- ・ 環境省より資料 2－2（新たな個体群管理の考え方（たたき台））について説明

(大井委員)

- 基本的な考え方はよい。現行ガイドラインにある個体数水準はどのような扱いになるのか。

(環境省大川)

- 個体群水準の考え方は残す。都道府県が個体群の取り扱いを決定する上での参考とするほか、資料 2－2（1）②にある「国は個体群の類型ごとの基本的方向性を示す」において、国が類型分けを行う際の参考とする。

（1）個体数群の取扱いの方針を決定する際の考え方

(大井委員)

- 資料 2－2 の 1. 背景の「クマ類の保護・管理の目的を達成するために個体群の安定的な維持及び人との軋轢軽減を図ることができる個体数に管理する」について、軋轢軽減を図ることができる個体数がある、と捉えられてしまう可能性がある。「個体群の安定的な維持及び人との軋轢軽減を図るために、個体数を管理する」といった表現の方が包括的ではないか。

(事務局)

- この部分は 9 月に環境省が出したガイドライン補足資料から抜粋したものになる。表現については今後検討する。

(山崎委員)

- 基本的な流れは良いが、個体数が少ない地域での方針が明確に示されていない。タイトルが「新たな個体群管理」となっているため、これまでと変化がある部分にフォーカスを当てているのかと思うが、全 18 ユニットを扱うための考え方を示すのであれば、指定管理鳥獣からは外れているが四国の個体群など、個体数の回復が必要となる場合についても項目を設けて記載し、環境省としての方針を示せると良い。

(環境省大川)

- (1) は全体のことを考えて書いている。個体数水準3以上が記載のメインとなっていたのでそのような印象を与えたかと思うが、②の通り、ガイドラインで示す個体群の類型において、個体数の少ない個体群についても方針を示すことを想定している。

(近藤委員)

- 現行ガイドラインから大きく変わる部分として、捕獲に関する事項を抜粋して資料2-2を作成したと理解している。気になった部分として、個体数の少ない個体群の回復も、個体数の維持もいずれも「個体数管理」であり、個体数を削減させることだけを指して個体数管理と言うのは使い方が異なる。考え方を示すうえでは、文言の使い方について整理をした方が良い。

(小池委員)

- 資料2-2(1)の2つ目の■では個体数水準3以上となっているが、下北半島や丹沢など、個体数水準2でも地域によっては様々な課題を抱えている。ここは個体数水準2以上ではないか。

(横山委員)

- 近藤委員と同じく、現行ガイドラインでは個体数の回復・維持に関する記載はあったが、増え過ぎたものを減らす部分に関する記載がなかったので、今回はその点を議論すると理解している。ユニットごとの管理が強調されているが、これには都府県での協働が必要となる。実際の運用においては、関係都府県のモニタリング手法の統一や、ユニット内における場所ごとの個体数や出没の濃淡について、各都府県の認識のずれを正す必要がある。ユニット管理の進め方についてもガイドライン内で記載があると良い。

(環境省大川)

- ユニット管理は現状実施できていないところも多い。実施できていない都府県が課題に感じている部分を知らなければ、国からのフォローも難しい。課題と感じている部分があれば共有いただきたい。

(澤田委員)

- 広域管理については、現行ガイドラインにも記載があるが進んでいない。運用の上では、ユニット内の関連都府県が足並みをそろえるために、意識の統一、負担の均等化が必要である。西中国においては協議会の事務局を3県で当番制にすることで負担を均等に行っている。当番制にすることで、どこかの県で担当の異動があっても引継ぎが可能である。また、単県で進めるよりも予算確保がしやすいというメリットもある。

(山崎委員)

- 広域管理を進めるメリットをガイドラインで示すと、各自治体も取り組みやすくなる。単独の都府県では個体数が少なく捕獲の取扱いが難しい場合でも、広域で管理することで個体群管理が進めやすくなる地域もあるだろう。

(事務局)

- 広域管理が軌道に乗ると挙げていただいたようなメリットを実感できると思うが、スタートアップの負担が大きいのではないかと。スタートするきっかけや後押しになるようなアイデア

があれば提示いただきたい。

(横山委員)

- 「近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会」では、4府県がクマについて同じ課題を抱えていたこと、兵庫県に研究者がいたこと等もあるが、4府県で同じような指標によるモニタリングをしており、全体のデータベースの構築を進められたことが大きかった。モニタリング指標を統一化して関連都府県で協議しやすい形にすることが重要である。これについては国の交付金により取り組みやすくなっているように思う。

(澤田委員)

- 新たな指定管理の交付金の中で協議会に予算枠があることは広域管理を進める際の動機づけとして大きい。単県で予算を用意するのは困難である。

(近藤委員)

- 秋田県ではまだ広域連携はできていないが、やりたいという意思はある。広域管理により隣県と連携することは、個体数の大小に関わらず個体群管理が進めやすくなるメリットがあると思う。広域協議会を作ること指定管理の予算を得られるという仕組みは、広域管理の推進のために十分なフォローである。それでも進まないのは、県職員の作業が増えることが負担になるからである。既に広域連携を行っている都府県から、広域協議会を立ち上げるまでの事務作業等のノウハウについて共有してもらえると、具体的な作業イメージがわいて行動しやすくなるかもしれない。

(環境省大川)

- 広域管理の交付金についてすでに申請が複数あり、新たに協議会を立ち上げるところもある。事例の積み重ねが重要なので、スタートアップのノウハウ共有も環境省から進めていきたい。

(澤田委員)

- 横山委員に質問だが、東中国と近畿は協議会を同時に開催しているのか。

(横山委員)

- 今は同時に実施している。京都府の由良川から東は対象外だが今後協議会を新たに立ち上げることを想定していると聞いた。スタートアップのノウハウ含む情報共有について、今後は広域協議会同士での情報交換が進めていけるとよい。先日開催された近畿北部・東中国広域協議会に島根県担当者をお呼びして西中国地域の広域管理について情報交換を行った。例えば今後は Web で広域協議会間の情報交換を行い、その後各協議会に分かれて会議を開催するという考えられる。オブザーバー参加を受け入れて、広域協議会メンバー外の方に参加してもらったこともある。

(澤田委員)

- 西中国広域協議会も岡山県、鳥取県にオブザーバーとして参加してもらっている。

(山崎委員)

- クマの広域管理についてはまだガイドラインに示せるような事例は少ないと思うが、シカ等の他種で実施されて入れている広域捕獲の協議会を例として示したり、既にあるそれらのコネクション等を生かしたりすることは可能かもしれない。

(事務局)

- クマの保護管理は、指定管理鳥獣への指定、鳥獣保護管理法第 38 条の改正という変わり目を迎えており、広域管理についてもメリットを大きく示して推進していける時期だと考えている。山崎委員から挙げたシカの他に、カモシカも保護地域単位での管理が行われており 1 つの県で複数ユニットを運営している事例が既にある（カモシカの場合は文化庁の交付金を活用）。

(環境省大川)

- 推進できる時期と感じている一方で都道府県職員のマンパワー不足が大きな問題と認識している。都道府県担当者の労力が減るよう、近藤委員の意見であったような事務作業等のノウハウについての共有等、支援していきたい。

(事務局)

- 都道府県担当者向けの研修会で広域管理のメリットやノウハウを共有することで、各担当者の意識変革も期待できる。ガイドライン以外のツールの活用も検討したい。

(事務局)

- (1) については、都道府県でユニットごとに個体群の取り扱いの方針を決定する、方針決定の情報については環境省から提供、(2) についてはユニット全体で個体数の目標を設定し管理することが望ましいという認識でよいか。

(山崎委員)

- 「(1)②個体群の類型毎の基本的方向性や個体群管理施策を検討するための考え方をガイドラインで示す」について、非常に労力を要すると思うが、作業のスケジュール感について想定はあるか。

(環境省大川)

- 環境省から次年度初めに委員へたたき台を共有して議論を進め、秋から冬に素案を作成し、次年度末までには改定ガイドラインを公表することを想定している。

(山崎委員)

- 来年度中に指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は今回の議論の内容を参考にすることは難しいことを理解した。

(近藤委員)

- 個体数水準という考え方は残すとのことだが、ユニットごとに頭数の重みが異なるため、全国一律の頭数を基準とした水準を示すことは適切でないと思う。ユニットごとに基準となる頭数を設定することを検討してほしい。難しい作業になるため、次年度の検討会で統計の専門家を交えた議論ができると良い。

(環境省大川)

- 現行ガイドラインで基準としている水準の頭数は IUCN のレッドリストの基準に則って作成しているが、ユニットごとに設定する場合、何を基準にすればよいかイメージできていない。

(大井委員)

- 個体数水準について、保護の基準とするために全国一律のものが必要だと考える。ユニットごとの個体群の遺伝的構成、過去の増減等の詳細なデータがあれば、ユニットごとの個体群

サイズの判定も可能かと思うが、それを行うのは現実的には難しい。生態学的な理論をベースにした存続可能個体数という概念で水準を決めた上で、実際の運用については各ユニットで検討すると良い。たとえば紀伊半島では、環境収容力を考えると 800 頭を下回る個体群である可能性もある。そうした現状を踏まえた管理方針を立て、モニタリングをしながら必要な捕獲をしていくことになる。ユニットごとの対策が可能な柔軟なガイドラインにできると良い。

(事務局)

- 詳細は来年のガイドライン改定時の議論で検討する。

(横山委員)

- 都道府県の体制が整備されていないと広域管理まで手が回らない。目標やその設定を考えるうえで、捕獲が必要な大規模個体群に対する捕獲体制も大きな問題となる。また、特定計画を策定するのは都道府県だが、捕獲許可権限は市町村に委譲している場合が多い。特定計画と市町村の捕獲実施に齟齬がないようにする工夫も必要だろう。来年度は体制の部分までガイドラインに落とし込む必要がある。

(2) 個体数を減らす場合の目標とする個体数の範囲の設定等の考え方

(佐藤委員)

- (2) で例示されているトップダウン、ボトムアップのどちらがいいかということについてあまりイメージできていない。各委員の意見を聞きたい。

(澤田委員)

- 広域の個体群で考えたときに軋轢を許容範囲にする施策が(例1)、どこで軋轢があるのか、どこで捕獲しなければならないのかという運用の部分が(例2)のイメージである。

(近藤委員)

- 澤田委員と同じ意見である。東北全体で捕獲を進めようという合意はとれても、まんべんなく捕獲することは難しい。限られたマンパワーを配分する上では、出没の多い集落付近での捕獲など、(例2)のような捕獲となる。(例2)は運用部分でとなるので、例示はわかりやすいが目標設定の点では不要である。

(山崎委員)

- (例2)がよくわからない。1 ページ表1の排除地域や防除地域での捕獲をイメージしているのか。

(環境省大川)

- 秋田のような大規模個体群であれば全体の個体数を減らすという大目標を設定できるが、各都道府県にヒアリングしていると、全体総数へのイメージはないが、出没のある場所で捕獲したいという意見があり、そのような場合はユニット全体の捕獲数をどのように設定すればよいか難しい。

(大井委員)

- (例2)の捕獲は「出没抑制のため」なので、クマの分布域を押し下げるというイメージではないか。クマを排除すべき面積とクマの密度を掛け合わせて積みあげることで個体群全体

の捕獲すべき頭数が出てくると思うので、例示は良いと思う。(例1)は大量出没を想定し、そのリスクを下げるため個体群全体の個体数を減少させることが有効と想定した事例、(例2)はクマが分布域を広げた里山等でのクマとの接触による事故のリスクを下げることを想定した事例と、いずれも可能性のある仮説に基づく目標設定がなされた例示だと感じた。

(近藤委員)

- (例2)の場合の目標を設定する方法に悩んでいるということで理解した。スポット的に捕獲をしたい地域については、目標とする個体数に幅をもたせて維持する方針ではどうか。例えば全体の個体数の目標を2,000~4,000頭の範囲で維持することとし、その幅で維持するためにスポット的な捕獲圧を各地域でかけるという考え方である。常に軋轢が生じる要因の究明と捕獲をセットで考える必要がある。

(山崎委員)

- 基本的な考えについては同じなのだが、文言の解釈により委員の中だけでも齟齬が生じている状況だ。次年度以降に議論できればよいが、国として指標を示してもらえるのであれば問題ない。

(環境省大川)

- 政策課題を見極め、それに資する目標や方法を設定しなければならないということを例として示した。目標が定まっていないと事業の投入量や方法を誤ってしまうおそれがある。

(横山委員)

- 個体群ごとに規模や課題が異なるため、ある程度個体群の状況の整理が必要である。

(佐藤委員)

- 能動的順応的管理という部分に関して、北海道や知床世界自然遺産地域の個体数管理では個体群の状態を判断して、段階に応じて対処するというフレームを試験的に採用しているので参考になるだろう。

(大井委員)

- 錯誤捕獲は施策の運用を乱しかねない大きな課題である。有害捕獲の6割が錯誤捕獲という地域もあり、個体群の絶滅に影響している一方、結果的には居住域への出没個体の減少という被害防止に繋がっている可能性もある。これまでの錯誤捕獲に関する議論では、錯誤捕獲の減少や放獣の方法についての議論はあったが、錯誤捕獲を適法で安全な捕獲に切り換えて、クマの出没防止にも資するような捕獲に変えていくという考え方の検討も必要になる。状況を整理してガイドラインで示せば、錯誤捕獲問題を抱えている地域にとって大きな助けとなるのではないかな。

(環境省大川)

- 錯誤捕獲は重要な問題と認識している。鳥獣保護管理法の基本指針の中で「錯誤捕獲は発生させない」と記載があるため、錯誤捕獲の取扱いについてはガイドラインに記載するだけで解決する問題ではなく、基本方針の考え方にも影響する大きな問題だと考えている。

(山崎委員)

- 錯誤捕獲個体を許可捕獲に切り替えて捕獲するのは仕方がないが、それを個体群管理の捕獲に組み込んで考えるべきではない。錯誤捕獲からは話がずれるが、兵庫県の森林動物研究セ

ンターのオンラインシンポジウムで、東中国の低山帯のクマの糞内容物の多くを、シカやイノシシを捕獲するための誘引餌が占めていたという発表を聞いた。シカやイノシシの捕獲促進のために設置されたわながクマを集落に誘引し、軋轢発生の一つの要因になっている可能性がある。

(横山委員)

- 山崎委員が挙げられたのは近畿北部西側個体群のクマの食性である。当該地域はクマにとって非常に狭いエリアになるため、人の生活圏も含めてクマの行動域となっている。低山帯を過去に人が利用していたため、山林内にカキやクリが植樹されており、クマが餌資源として利用している。指摘の通り、膨大な数のシカやイノシシの捕獲わなが設置されており、クマが誘引餌に引き寄せられた事例はある。ただ、そもそも集落周辺にクマが生息している地域なので当然の状況でもあり、それによってシカ、イノシシの捕獲を止めることは難しい。

(事務局)

- 錯誤捕獲の問題については今回のガイドライン改定の中でも検討するとともに、シカやイノシシの分野も含めて議論が必要だろう。

【議事（３）クマ類保護及び管理に関するレポート（令和６年度版）について】

・事務局より資料３（クマ類保護及び管理に関するレポート（令和６年度版）（骨子案））について説明

(近藤委員)

- 今回、秋田県のデータを提供したが、令和５年度とそれ以外の年度で事故の発生状況は異なる。令和５年度は超大量出没年度で、想定外の事故が多かった。このことから、全てのデータを混ぜて分析すると、事故の発生状況を誤って一般化してしまう可能性があり注意が必要である。超大量出没年度に生じる特異的な事故の説明も重要だが、普段の事故とは分けて示すと良い。

(事務局)

- 基本的には一般化できる部分を示すこととする。また、令和５年度のデータから見えてくる部分については、別途整理して報告書でまとめる。

(澤田委員)

- ステップ３の自治体を実施すべき対策について、現在インターネットで様々な情報が入手できる中で、クマ鈴が効かないといった情報があり、クマ鈴の効果に関する問い合わせがある。重要なのは、音を鳴らしてクマに人間の存在を知らせることであるという本質的なことを強調できると良い。最後の【参考】について、クマに攻撃を受けた際に負傷しやすい部位の割合を示すと防御姿勢を取る理由や重要性が伝わるので記載に含めると良い。

(事務局)

- クマ鈴に限らず、音を鳴らして存在を知らせることの重要性について強調するような記載にする。また、防御姿勢の理由について、負傷の多い部位の割合も集計ができていたので、示すようにする。

(横山委員)

- 2. 近年のクマ類の保護・管理をめぐる動きについて、東北と比較すると個体群の規模が小さいので数は多くないが、令和6年度は近畿地方はかつてない大量出沒年度であり、捕獲数も過去最多であった。令和5年度は東北地方で、令和6年度は近畿地方、西中国地方で大量出沒だったことについて、記述して頂きたい。このように何年かに1度は、ブナ科堅果類以外の植物も含めた凶作が起こり、大量出沒の発生につながる。今回、近畿地方では14年ぶりの凶作であったことが早めの分析で明らかだったため、地域住民への早めの注意喚起ができた。このことが人身事故を最小限に抑える上で効果的であったと思う。このような凶作と大量出沒の分析に関する取り組みについても紹介して頂きたい。人身事故について、クマ鈴の効果はないといったデマ情報をよく耳にする。マスメディアにもクマと遭遇したらどうすれば良いかよく聞かれるが、遭遇してからでは遅い。まずは遭遇しないことの重要性を説明し、遭遇しないための原理を理解してもらえるように示すと良い。

(事務局)

- クマの動向について、令和6年度は西日本で大量出沒があったことや調査・分析による早めの注意喚起が人身事故を最小限に抑えられた状況について追記する。また、遭遇しないことの重要性についても強調するように示す。

(山崎委員)

- この保護管理レポートはいつ公表するのか。

(環境省)

- 年度末にとりまとめを行い、遅くとも年度明けから環境省のHPで公表する予定である。

(山崎委員)

- 今後、広域管理やユニット管理を推進していく上で、捕獲頭数や人身事故件数をユニットごとに整理し分析することが重要だろう。公表までに時間はないが、来年度以降もユニットで示す重要性について意識すると良い。

(事務局)

- 基本的に県単位でデータ収集が行われているため、現状ではユニットごとの整理は難しい。

(山崎委員)

- ユニットで集計できる地域だけでもモデル的に示すと良い。情報を記録することの重要性について、メリットも合わせて行政担当者に伝わるようにすることが望ましい。また、情報を記録することがメリットとなるような仕掛け作りも来年度以降に取り組めると良い。

(事務局)

- データが市町村単位で集めていればユニットでの集計が可能である。

(近藤委員)

- 県が市町村のデータを集計し環境省へ報告しているので、データを市町村ごとに報告することは可能である。

(事務局)

- ユニット単位で集計することについて検討する。

(大井委員)

- ステップ3の秋田県、岩手県で実施されている実際の対策事例を紹介するとあるが、他の地域でもより優れた対策があると思う。例えば、北陸では新聞ラジオで注意喚起をしている。そのような事例も加えていただきたい。

(事務局)

- 基本は今年度現地視察をした秋田県と岩手県の事例を紹介するが、他の優れた対策事例についても記載することを検討する。

(小池委員)

- 【参考】について、各都道府県がHPで公開しているクマに遭遇しないためのページのリンクを記載すると行政担当者の参考になるだろう。

(佐藤委員)

- ステップ2の人身被害発生状況の類型化について、これまでは2. 人の生活圏内に関する情報が少なかったため、今回このような記載が加わることは重要である。まずは遭遇しないことがベストだが、人の生活圏内にクマが入って来た場合は遭遇しないための対策はなく、遭遇した際にできることも少ない。そこで、秋田県や岩手県の事例の中で、人の生活圏内で事故があったが人命が助かった状況をまとめられると良い。

(近藤委員)

- 人の生活圏内での人身事故は令和5年度のような超大量出沒の情報も混ぜて良いと思う。人の生活圏内にクマがいること自体が問題であり、できる対策も防御姿勢だけだと考えられる。そこで、怪我の重症化を防げた事例を示すと良い。

(事務局)

- 昨年度の秋田県の情報は別途集計するが、人の生活圏内での対処とうについて参考になる情報は提示できるようにする。

【議事（4）その他】

- ・ 環境省より資料4（令和7年度環境省クマ関係施策案）について説明

(事務局)

- 鳥獣保護管理法第38条の改正が閣議決定されたが、おおまかなスケジュールを教えてください。

(環境省宇賀神)

- 今後の審議は国会の話となるが、環境省としては、秋の大量出沒に間に合うように早期に審議をしてほしいと考えている。

以上